



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
株式会社オールアウト
代表取締役社長兼 CEO 江幡 哲也
(コード番号：2454)

問い合わせ先 経営企画部 ジェネラルマネージャー 中村 真一郎
電話 03-5447-3700

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、株券喪失登録簿に関する規定の変更を行い、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、同法の施行日である平成 21 年 1 月 5 日に定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>第 7 条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 7 条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第9条（株式取扱規則）

当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第11条～第49条（略）

第50条（期末配当金）

当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第51条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（新設）

第8条（株式取扱規則）

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第9条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第10条～第48条（現行どおり）

第49条（期末配当金）

当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第50条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

附則

第1条

当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第2条

当会社の株券喪失登録簿への記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条

本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日 (水)

以 上